

食品表示法案に対する修正案要綱

一 食品表示基準の表示事項の明記

食品表示基準の表示事項に「アレルギー」を明記すること。（第四条第一項第一号及び第十一条関係）

二 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項の明記

食品関連事業者等に対する措置命令に係る食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に「ア

レルギー」を明記すること。

（第六条第八項関係）

三 検討の年限の短縮

この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後五年」から「施行後三年」に改めること。

（附則第十九条関係）